

株式会社京都銀行が実施する 伊勢屋テック株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所(JCR)は、株式会社京都銀行が実施する伊勢屋テック株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2024年3月29日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

伊勢屋テック株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社京都銀行

評価者：株式会社京都銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、京都銀行が伊勢屋テック株式会社（「伊勢屋テック」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、京都銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。京都銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、京都銀行にそれを提示している。なお、京都銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とし

た中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

京都銀行は、本ファイナンスを通じ、伊勢屋テックの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、伊勢屋テックがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、京都銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

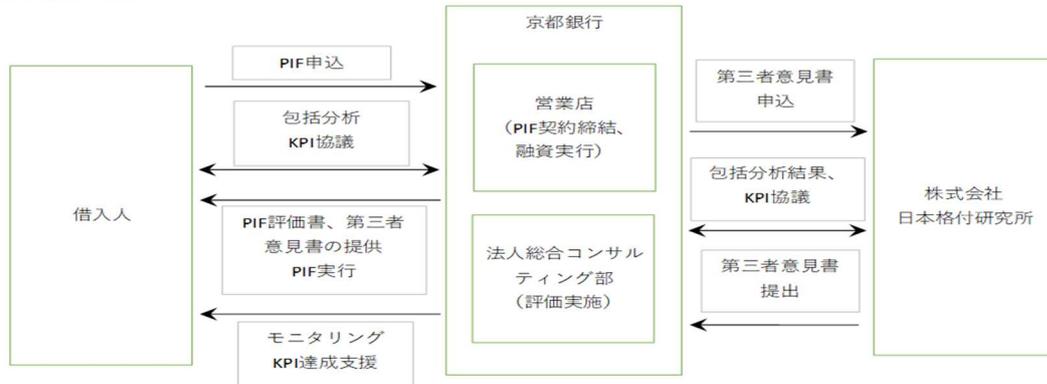
¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) 京都銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF評価体制図



(出所：京都銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、京都銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、京都銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て京都銀行が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、京都銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である伊勢屋テックから貸付人である京都銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

間場 紗壽

間場 紗壽



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：伊勢屋テック株式会社

2024年3月29日

株式会社京都銀行

目次

1. 本ファイナンスの内容	... 1
2. 【伊勢屋テック】の概要	... 1
(1) 企業概要	
(2) 事業内容	
(3) 企業理念	
(4) 事業活動	
3. UNEP FI が掲げるインパクトレーダーとの関連性	... 9
(1) ポジティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs	
(2) ネガティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs	
(3) ポジティブ・ネガティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs	
4. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトと関連する SDGs	... 15
(1) ポジティブなインパクトエリア/トピックによる KPI	
(2) ネガティブなインパクトエリア/トピックによる KPI	
(3) ポジティブ・ネガティブなインパクトエリア/トピックによる KPI	
5. サステナビリティ管理体制	... 20
6. モニタリングの頻度と方法	... 20

株式会社京都銀行（以下、「京都銀行」という）は、伊勢屋テック株式会社（以下、「伊勢屋テック」という）に対して「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（以下、「本ファイナンス」という）を実施するにあたって、伊勢屋テックの活動が、社会・環境・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」という）の協力を得て、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及びESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業※1に対するファイナンスに適用しています。

※1 IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

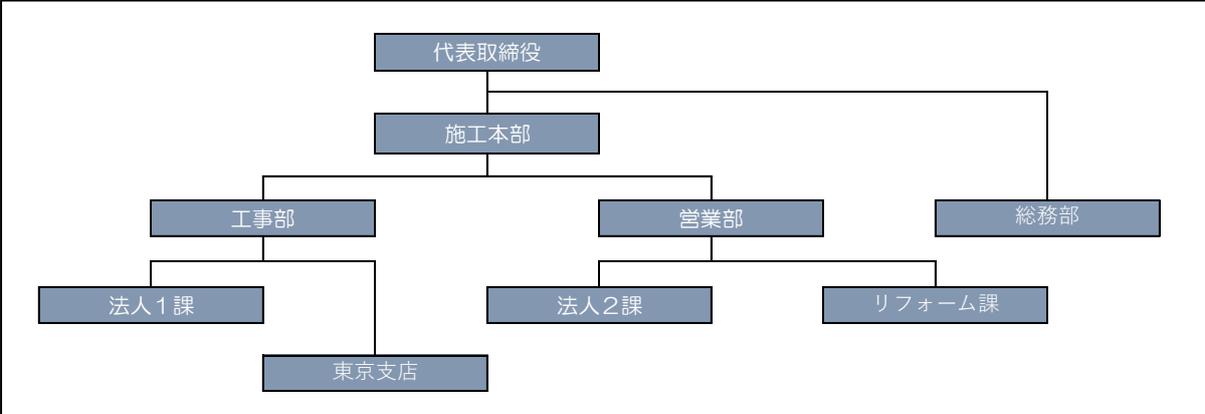
1. 本ファイナンスの内容

金額	100,000,000円
資金用途	運転資金
契約日	2024年3月29日
モニタリング期間	5年

2. 【伊勢屋テック】の概要

（1）企業概要

【企業名】	伊勢屋テック株式会社
【代表者名】	松室 利幸
【所在地】	大阪府池田市石橋4丁目13番5号
【会社沿革】	1921年 伊勢屋看板店として松室正次郎氏が創業 1960年 株式会社伊勢屋に改名し、法人設立 1976年 伊勢屋塗装工業株式会社に改名 2代目社長に松室正氏が就任 1999年 3代目社長に松室利幸氏が就任（現代表取締役） 2001年 伊勢屋テック株式会社に改名（現社名） 2003年 ISO9001認証取得（現在は自主管理に移行） 第1回「いせや夏祭り『ふれあい木工教室』」を開催

	<p>2010年 「池田市環境トップランナー賞」受賞 <「池田市環境トップランナー」の表彰状></p>  <p>伊勢屋テックより資料提供</p> <p>2020年 松室代表取締役が国土交通大臣表彰を受賞 池田市商工業特別奨励賞を受賞</p> <p>2021年 創業100周年 松室代表取締役が黄綬褒章を受賞</p>
【資本金】	60 百万円
【従業員数】	21 名 (2024 年 2 月末現在)
【売上高】	1,217 百万円 (2023 年 8 月期)
【主な取引先】	阪急電鉄株式会社 大和ハウス工業株式会社 フジ住宅株式会社 池田市 東京都
【事業内容】	住宅リフォーム増改築・マンション集合住宅修繕 建築塗装・吹付・防水・橋梁・プラント塗装 商業建築・内装工事・インテリア・色彩デザイン・景観デザイン
【組織図】	 <pre> graph TD A[代表取締役] --> B[施工本部] A --> C[総務部] B --> D[工事部] B --> E[営業部] D --> F[法人1課] D --> G[東京支店] E --> H[法人2課] E --> I[リフォーム課] </pre> <p>伊勢屋テックより資料提供</p>

(2) 事業内容

1921年に松室正次郎氏（松室現代表取締役の祖父）が創業し、当時交流のあった阪急電鉄の創業者である小林一三氏が、創業者が三重県伊勢出身ということや看板業を営んでいたことから、「伊勢屋看板店」と命名したとされている。

以降、阪急電鉄からの受注を中心に建築塗装業へと事業を拡大し、それに伴い社名も1960年に「伊勢屋」、1976年に「伊勢屋塗装工業」へと改名する。松室代表取締役が就任後に現社名である「伊勢屋テック」へと改名している。

現在は、阪急電鉄など地元大手企業を始め、官公庁、駅舎、空港、商業施設など法人向けの建築事業や塗装事業が中心ではあるが、法人向けの事業で得た長年のノウハウを地域に還元できるよう、10年程前から個人向けのリフォーム、リノベーション、外壁・屋根塗装等のサービスも展開している。創業100年を超える老舗企業として地元地域からの信頼も厚く、「心ときめく空間」の提供に注力している。

<「創業当時の様子」>



伊勢屋テックより資料提供

(3) 企業理念

企業理念である『心ときめく、空間創り』をモットーに、品質を誇れる企業を目指して人々の暮らしを豊かにし、地域の発展に寄与する」及び価値観として掲げる「1. お客様を心から大切にします」、「2. 品質を重視します」、「3. 大正 10 年からの伝統を大切にして地域に貢献します」は、松室代表取締役の就任時に策定している。「何のために事業をするのか」を明確にし、地域社会に貢献する企業でありたいとの思いが込められている。

Phirosophy

企業理念



◆企業理念

「心ときめく、空間創り」をモットーに、品質を誇れる企業を目指して人々の暮らしを豊かにし、地域の発展に寄与する

◆価値観

私達伊勢屋テックの社員は、次の価値観を共有します

1. お客様を心から大切にします
2. 品質を重視します
3. 大正 10 年からの伝統を大切にして地域に貢献します

実際に 2003 年から開催している「いせや夏祭り『ふれあい木工教室』」は、親子の触れ合いの場として社員や協力会社だけでなく、地域住民にも開放している。事業活動で排出した廃木材を活用し、子どもの夏休みの自由研究を親子で協力して取り組むことで、参加した親子の思い出づくりに貢献している。子供の夏休み期間中に開催していることから、昨今の気温上昇による熱中症対策など課題はあるものの、今後も継続して開催する意向である。

< 『ふれあい木工教室』で作成した作品（一例）>



伊勢屋テックより資料提供

(4) 事業活動

【社員教育について】

担当業務によるものの、主に伊勢屋テックの社員は、建築・土木などの工事現場における現場監督としての役割が求められる。現場監督には、スケジュール通りに工程を進める工程管理や受注先の求める品質通りに施工する品質管理などが求められるため、受注先と工事を施工する協力会社とのパイプ役として段取りの調整が重要となる。そのため、経験に左右される要素も強く、現場毎に難易度も異なるため、主に若手社員は上席とマンツーマンで行動し、ノウハウを吸収して経験を積むことをOJTとしている。

現場の責任者となる上で必要な資格である建築施工管理技士、土木施工管理技士の取得、それらの二級取得者は上位資格である一級取得を推奨している。資格受検費用や研修受講費用は会社側が負担するほか、資格手当は、難易度に応じて金額を細分化して社員に開示しており、建築施工管理技士、土木施工管理技士以外にも講習や資格取得の際には付与している。2024年2月末時点の主な保有資格は以下の通り。

<「主な保有資格」>

資格名称	資格者数
一級建築施工管理技士	5名
一級土木施工管理技士	3名
二級建築施工管理技士	1名
二級土木施工管理技士	1名
監理技術者	5名
二級建築士	3名

伊勢屋テックより資料提供

【社員雇用について】

社員雇用について、直近2年間で6名（男性4名、女性2名）採用しており、地元地域在住者を積極的に採用することで、地域雇用の活性化にも貢献している。

シニア人材について、ベテラン社員が長年培った知識や技能を今後も活かせられるよう、65歳の定年後も定年再雇用制度を導入している。社員として雇用形態を継続し、毎年社員と個別契約により再雇用することが可能であり、実際に70歳以上の方が活躍するなど、働き続けることができる環境を提供している。

年1回、昇給と賞与支給時期にそれぞれ松室代表取締役と1対1の面談を実施している。自身の評価について説明を受けることで、透明性のあるものとし、業務以外のプライベートな相談ができる場も兼ねている。

女性活躍にも取り組んでおり、現在 5 名の女性社員が在籍（全社員 21 名）、うち 2 名は現場監督として活躍している。なお、女性現場監督の採用は、約 20 年前から継続して実施している。

【労働環境について】

①働きやすい職場環境の構築

時間外労働は近年増加傾向にあるものの、法定労働時間の上限である 45 時間/月間 を超える労働は発生していない。また、その要因は業務多忙による影響以外に、社内システムの関係から社外でデータ作業等が行えず、外出先であっても帰社する必要があった。対策として今後、社内システムの見直しにより、社外でも作業を可能とすることで、移動時間等による時間の削減を図るほか、労務管理システムの導入により、従来のタイムカードでの管理からデータベースに移行し、勤怠状況の見える化を図ることで、特定の社員に業務が偏らないよう平準化を目指す。

休暇は、週休 2 日制としており、受注先の都合等で休日出勤となった場合は、振替休日や代休にて対応している。有給休暇についても、会社指定（5 日分）を設けることで、労働基準法が定める 5 日以上は取得できており、それ以外は個人の希望に準じている。より有給休暇を取得しやすい環境を構築することで、更なる取得日数増加に取り組む意向である。

②職場の安全環境

労働災害は、直近 3 年間で発生しておらず、過去数十年においても脚立から転落した事例（軽傷）のみとなっている。

日頃から松室代表取締役は、労災等の事故が発生すると、社員の健康はもちろん、工事の施工スケジュールにも影響が及び受注先にも迷惑を掛けてしまうことを危惧しており、全社員が全体会議の場で安全の最優先や注意喚起を行い、それにより社員は危機感を持って作業に取り掛かっていることが事故を未然に防ぐ要因となっている。

工事現場においては、伊勢屋テック・協力会社の社員がお互いに、事故につながり兼ねない場面を目撃すると指摘し合うことで相互牽制が図れている。

③健康経営の実践

松室代表取締役の実体験や健康に関するセミナーの参加により、「心身ともに健康であることが 100%のパフォーマンス発揮につながる」との考えの下、健康経営の実践により、2023 年に「健康経営優良法人（中小規模法人部門）※2」の認定を取得し、翌 2024 年も連続して取得するなど、今後も継続して取得する意向である。

具体的な取り組みは、年 1 回の定期健康診断は全社員が受診し、再検査の対象者となった社員についても総務部の担当者から受診を促している。そのほか、女性社員は婦人科検診、40 歳以上の社員は人間ドッグを毎年会社負担で受診可能としている。

そのほか、社内アンケートを取った結果、社員の運動不足が明らかになった。その施策として、万歩計アプリを活用し、チーム対抗で歩数を競い合うイベントを開催し、健康意識の向上だけでなく社員同士のコミュニケーションにもつながっている。また、希望者においては、事務椅子をバランスボールへの変更を可能としている。

※2 地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みを基に、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を日本健康会議が認定する制度

<「健康経営優良法人（中小規模法人部門）の認定証」>



<バランスボールに座り作業中の様子>



【環境負荷低減について】

電力使用量削減の取り組みとして、事務所や休憩室、一部の倉庫は LED 照明に切り替え済みで、今後も社内の使用電力が多い箇所を中心に切り替えを進める計画としている。加えて、電力使用量の測定開始により実態を把握し、削減目標を掲げ、達成に向けて取り組むことで、省エネ活動を推進する。

そのほか、商用バンを軽自動車へ切り替え、社内に雨水を貯留できるタンクを設置し、再利用するなど少しでも環境負荷の低減に取り組んでいる。

事業活動においては、外壁・屋根塗装の際に環境に配慮した塗料や遮熱塗料を積極的に提案することにより、室内の温度上昇を抑え、冷房の使用頻度を削減することにつながり、エネルギー使用量の削減に貢献する。また、建物を覆う養生シートをプラスチック製から布製とすることで、繰り返し使用可能となり、廃棄物発生を抑制している。

廃棄物は主に廃プラスチック、廃木材、廃石膏ボードなど受注内容により種類は様々であるが、各種分別を行い、適切に管理・処理を実施している。廃塗料についても同様に、適切に管理・処

<LED 照明に切り替えた事務所>



伊勢屋テックより資料提供

理を実施し、土壌汚染等への影響を防止している。「いせや夏祭り『ふれあい木工教室』」(4頁参照)では、廃木材を活用することで資源の有効活用に努めている。

<雨水貯留タンク>



<分別された廃材>



<「いせや夏祭り『ふれあい木工教室』」の様子>



伊勢屋テックより資料提供

3. UNEP FI が掲げるインパクトリーダーとの関連性

本ファイナンスでは、伊勢屋テックの事業を国際標準産業分類における「建築物の建設業」、「建築完成・仕上げ業」に分類した。その前提の下で UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果を踏まえ、事業活動等を鑑みた最終的なインパクトエリア/トピックは下図の通りとなった。

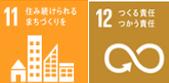
インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	インパクト		
			ポジティブ	ネガティブ	
社会	人格と人の安全保障	紛争			
		現代奴隷			
		児童労働			
		データプライバシー			
		自然災害			
	健康および安全性	—		●	
	資源とサービスの入手 可能性、アクセス可能 性、手ごろさ、品質	水			
		食料			
		エネルギー			
		住居	●		
		健康と衛生			
		教育	●		
		移動手段			
		情報			
		コネクティビティ			
		文化と伝統			
	ファイナンス				
	生計	雇用		●	
		賃金		●	●
		社会的保護			●
平等と正義	ジェンダー平等			●	
	民族・人種平等				
	年齢差別			●	
	その他の社会的弱者				
社会 経済	強固な制度・平和・安 定	法の支配			
		市民的自由			
	健全な経済	セクターの多様性			
		零細・中小企業の繁栄		●	
	インフラ	—		●	
経済収束	—				
環境	気候の安定性	—		●	
	生物多様性と生態系	水域			
		大気			
		土壌			●
		生物種			●
	生息地			●	
	サーキュラリティ	資源強度			●
廃棄物				●	

(1) ポジティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs

インパクト エリア/トピック	内容	関連する SDGs
住居 零細・中小企業の 繋ぎ インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ・創業 100 年を超える老舗企業で地元地域からの信頼も厚く、地元大手企業を始め、官公庁、駅舎、空港、商業施設、近年では個人向けのリフォーム、リノベーション、外壁・屋根塗装等のサービスも展開し、「心ときめく空間」の提供に注力 	 
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・若手社員への OJT は、上席とマンツーマンでの行動によりノウハウを吸収し、経験値を蓄積 	  
雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した採用活動と地元地域在住者の積極採用により、地域雇用の活性化に貢献 	

(2) ネガティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs

インパクト エリア/トピック	内容	関連する SDGs
健康および安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害は、直近 3 年間で発生せず、日頃から松室代表取締役が安全の最優先や注意喚起を行い、社員は危機感を持って作業に取り掛かっていることが要因 ・時間外労働は近年増加傾向にあるものの、社内システムの見直しや労務管理システムの導入により、特定の社員に業務が偏らないよう平準化を目指す ・休暇は週休 2 日制としており、受注先の都合等により休日出勤となった場合は振替休日や代休にて対応 ・有給休暇は、会社指定（5 日分）以外は個人の希望に準じており、より取得しやすい環境の構築により、取得日数増加に取り組む 	
健康および安全性 社会的保護	<ul style="list-style-type: none"> ・「心身ともに健康であることが 100%のパフォーマンス発揮につながる」との考えの下、健康経営を実践し、2023 年に「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」の取得を取得 ・年 1 回の定期健診は全社員が受診、再検査の対象者にも受診を促進 ・女性社員は婦人科検診、40 歳以上の社員は人間ドッグを毎年負担で受診可能 ・万歩計アプリを活用し、チーム対抗で歩数を競い合い、健康意識の向上やコミュニケーションにも寄与 ・事務椅子をバランスボールに変更可能 	  
気候の安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所や休憩室、一部の倉庫は LED 照明に切り替え済みで、今後も社内の使用電力が多い箇所を中心に切り替えを進める計画 ・商用バンを軽自動車へ切り替え ・外壁・屋根塗装の際に遮熱塗料を積極的に提案することにより、室内の温度上昇を抑え、冷房の使用頻度を削減することにつながり、エネルギー使用量の削減に貢献 	  
土壌 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・廃塗料の適切な管理・処理により、土壌汚染等への影響を防止 	  
生物種 生息地	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した塗装剤を積極的に提案 	 

<p>資源強度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物を覆う養生シートをプラスチック製から布製とすることで、繰り返し使用 	
<p>資源強度 廃棄物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いせや夏祭り『ふれあい木工教室』」は、親子の触れ合いの場として社員や協力会社だけでなく、地域住民にも開放し、事業活動で排出した廃木材を活用、子どもの夏休みの自由研究を親子で協力して取り組むことで、参加した親子の思い出づくりに貢献 	 
<p>廃棄物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受注内容により廃棄物の種類は様々であるが、各種分別を行っており、適切に管理・処理を実施 	 

(3) ポジティブ・ネガティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs

インパクト エリア/トピック	内容	関連する SDGs
(ポジティブ) 教育 賃金 (ネガティブ) 社会的保護	<ul style="list-style-type: none"> 資格受検費用や研修受講費用は会社側が負担 資格手当は、難易度に応じて金額を細分化して社員に開示しており、建築施工管理技士、土木施工管理技士以外にも講習や資格取得の際に付与 	  
(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) 賃金	<ul style="list-style-type: none"> 年 1 回、昇給と賞与支給時期にそれぞれ松室代表取締役と 1 対 1 の面談を実施し、自身の評価について説明を受けることで、透明性を確保 	 
(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) ジェンダー平等	<ul style="list-style-type: none"> 約 20 年前から女性の現場監督者を継続して雇用 	  
(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) 年齢差別	<ul style="list-style-type: none"> 定年再雇用制度によるシニア人材の登用（定年 65 歳、定年再雇用制度を導入し、現在 70 歳以上の社員が活躍するなど、働き続けることができる環境を提供） 	 

インパクトの特定にあたっては、UNEP FI から公表されているインパクトレーダー及びインパクト分析ツールを活用した独自の評価ツールを使用しているが、発出したポジティブ・ネガティブインパクトのうち、伊勢屋テックのインパクトと特定しなかったもの及び理由は以下の通りである。

ポジティブインパクト

「エネルギー」

事業活動において、エネルギーのアクセスにつながるような事業は行っていないため、インパクトと特定しない。

ネガティブインパクト

「現代奴隷」、「自然災害」、「エネルギー」、「文化と伝統」、「民族・人種平等」、「その他の社会的弱者」、「水域」、「大気」

事業活動において、エネルギーのアクセス遮断や文化遺産の破壊等につながるような活動は確認されず、「エネルギー」、「文化と伝統」は対象外とする。

また、作業現場における強制労働や人権侵害、人種差別は行われていないことから、「現代奴隷」、「民族・人種平等」、「その他の社会的弱者」は対象外とする。

そのほか、排水や大気汚染等を排出する活動は行っておらず、自然災害への影響が危惧される項目については、各環境面のネガティブインパクトで管理、低減されていることから「水域」、「大気」、「自然災害」についてもネガティブインパクトを特定しない。

4. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトと関連する SDGs

伊勢屋テックは京都銀行と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、「KPI」という）と関連する SDGs を設定した。

（1）ポジティブなインパクトエリア/トピックによる KPI

特定したインパクトエリア/トピックと KPI①	
インパクト エリア/トピック	住宅 零細・中小企業の繁栄 インフラ
取り組み、施策等	・ 創業 100 年を超える老舗企業で地元地域からの信頼も厚く、地元大手企業を始め、官公庁、駅舎、空港、商業施設、近年では個人向けのリフォーム、リノベーション、外壁・屋根塗装等のサービスも展開し、「心ときめく空間」の提供に注力
設定した KPI	・ 2029 年までに、売上高を 15 億円以上にする (2023 年 8 月期 : 12 億 1,700 万円)
<p><関連する SDGs></p> <p>ターゲット 9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p> <p>ターゲット 11.1 2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。</p> <p>ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p>	
 	

(2) ネガティブなインパクトエリア/トピックによる KPI

特定したインパクトエリア/トピックと KPI②	
インパクト エリア/トピック	健康および安全性
取り組み、施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害は、直近 3 年間で発生せず、日頃から松室代表取締役が安全の最優先や注意喚起を行い、社員は危機感を持って作業に取り掛かっていることが要因 ・有給休暇は、会社指定（5 日分）以外は個人の希望に準じており、より取得しやすい環境の構築により、取得日数増加に取り組む
設定した KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害発生 0 件を継続する ・2029 年まで毎年、有給休暇の社内平均取得日数を 11 日以上にする (2023 年実績 : 8.1 日)
<p><関連する SDGs> ターゲット 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>	



特定したインパクトエリア/トピックと KPI③	
インパクト エリア/トピック	健康および安全性 社会的保護
取り組み、施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・「心身ともに健康であることが 100%のパフォーマンス発揮につながる」との考えの下、健康経営を実践し、2023 年に「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」の取得を取得 ・年 1 回の定期健診は全社員が受診、再検査の対象者にも受診を促進 ・女性社員は婦人科検診、40 歳以上の社員は人間ドッグを毎年負担で受診可能 ・万歩計アプリを活用し、チーム対抗で歩数を競い合い、健康意識の向上やコミュニケーションにも寄与 ・事務椅子をバランスボールに変更可能
設定した KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・2029 年まで毎年、「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」の認定を継続取得する
<p><関連する SDGs></p> <p>ターゲット 3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。</p> <p>ターゲット 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>	
 	

特定したインパクトエリア/トピックと KPI④	
インパクト エリア/トピック	気候の安定性
取り組み、施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所や休憩室、一部の倉庫は LED 照明に切り替え済みで、今後も社内の使用電力が多い箇所を中心に切り替えを進める計画 ・ 外壁・屋根塗装の際に遮熱塗料を積極的に提案することにより、室内の温度上昇を抑え、冷房の使用頻度を削減することにつながり、エネルギー使用量の削減に貢献
設定した KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2024 年中に電力使用量の測定を開始し、2025 年までに電力使用量の削減目標を策定し、2029 年までに達成を目指す ・ 2025 年までに、社内の主要箇所を全て LED 照明に切り替える (2024 年 2 月末現在の導入率 : 50%)
<p><関連する SDGs></p> <p>ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p> <p>ターゲット 11.6 2030 年までに、大気の状態及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>ターゲット 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p>	
  	

(3) ポジティブ・ネガティブなインパクトエリア/トピックによる KPI

特定したインパクトエリア/トピックと KPI⑤		
インパクト エリア/トピック	教育 賃金	社会的保護
取り組み、施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格受検費用や研修受講費用は会社側が負担 ・ 資格手当は、難易度に応じて金額を細分化して社員に開示しており、建築施工管理技士、土木施工管理技士以外にも講習や資格取得の際に付与 	
設定した KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2029 年までに、「一級建築施工管理技士」、「一級土木施工管理技士」、「二級建築施工管理技士」、「二級土木施工管理技士」の資格を新たに 5 名取得する (2023 年 2 月末現在 : 合計 10 名取得) 	
<関連する SDGs> ターゲット 4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 ターゲット 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。		 

5. サステナビリティ管理体制

最高責任者	代表取締役 松室 利幸
管理責任者	総務部長 木田 公彦
統轄部署	総務部

伊勢屋テックが本ファイナンスを取り組むにあたり、総務部が中心となって自社の事業活動を棚卸し、インパクトレーダーやSDGsとの関連性について検討したうえでKPIを設定した。

本ファイナンス実行後においては、松室代表取締役が最高責任者となり、管理責任者である木田総務部長を中心にKPI達成に向けた活動を行い、総務部がKPIの進捗管理を行っていく。

6. モニタリングの頻度と方法

本ファイナンスで設定したKPIの達成及び進捗状況については、京都銀行と伊勢屋テックの担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に1回実施するほか、日頃の情報交換や営業情報の場を通じて実施する。

京都銀行はKPI達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは京都銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI達成をサポートする。

以 上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、京都銀行が伊勢屋テックから依頼を受けて実施したものです。
2. 京都銀行は、伊勢屋テックから供与された情報と、京都銀行が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、JCR から、本ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社京都銀行

法人総合コンサルティング部 森本 奨吾

〒600-8652

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 700 番地

TEL (075) 361-2293